

## 統計調査員（小売物価統計調査）の不適切な事務の発生について

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である「小売物価統計調査」（総務省所管）の調査員（1名・非常勤特別職の地方公務員）が、定期的に行うべき訪問調査を実施することなく、調査品目の価格を報告していたという不適切な事務が判明しました。

今後は、このような不適切な事務が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

### 1 適切に調査が行われていなかった店舗数

担当45店舗中2店舗（調査価格：講習料（水泳）、ビデオソフトレンタル料）

### 2 経緯

| 月 日           | 内 容                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年<br>7月16日 | 令和7年7月分として報告した「講習料（水泳）」の価格詳細について、総務省から県に対して照会があった。                                                                                                                                                                        |
| 7月18日         | ○県で確認したところ、「講習料（水泳）」の調査店舗は、6月以降は休館となっていることが判明した。<br>○担当調査員に調査状況を聴取した結果、次のことが判明した。<br>・令和7年6月分の「講習料（水泳）」は、訪問調査を行わず前月の価格を報告していた。<br>・「講習料（水泳）」以外にも、令和7年2～6月分の「ビデオソフトレンタル料」について、訪問調査を行わず、調査店舗と同系列の他店舗の価格を当該調査店舗の価格として報告していた。 |
| 7月22日         | 総務省に対し、本事案の発生を報告                                                                                                                                                                                                          |
| 7月22日<br>～24日 | ○担当調査員が担当している調査対象店舗に対して調査方法等の聞き取りをしたところ、当該2店舗以外においては、適切に価格の報告がなされていたことを確認した。<br>○他の小売物価統計調査調査員（18名）に対し、調査方法等の聞き取りをし、適切に調査が行われていたことを確認した。                                                                                  |
| 7月25日         | 当該調査員は小売物価統計調査調査員を辞任                                                                                                                                                                                                      |

### 3 定期的に訪問をしなかった理由（調査員本人の申し立てによる）

他の統計調査の調査員にもなっており、複数の調査業務が立て込んでいたことや、家庭の事情で多忙であったことから、訪問調査を行わずに価格を報告した。

### 4 統計への影響

#### (1) 消費者物価指数

本調査結果を用いている『消費者物価指数』の公表済数値には影響ありません。

#### (2) 小売物価統計調査

総務省が毎月公表している広島市の該当品目の平均価格の修正が発生します。（2品目）

### 5 再発防止策について

全調査員に対し、改めて注意喚起を行うとともに、研修等による指導の徹底、調査員の調査活動に県職員が同行して調査方法等を指導する現地調査を強化するなど、事案の再発防止を徹底します。

#### 【小売物価統計調査】

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（総務省所管）

目 的 消費生活上重要な小売価格、サービス料金等を毎月調査し、消費者物価指数や、その他物価に関する基礎資料を得る

調査方法 毎月調査（調査店舗：全国約28,000店舗、県内約500店舗）

調査項目 商品の小売価格又はサービス料金等

統計調査員 非常勤特別職の地方公務員（本県では18名の調査員を任命（R7.7.30現在））